

02 私法学専攻

Private Law

(1) 修士課程

● 目的

私法学専攻は、学部の特設教育を基礎として、私法学に関する学術的研究能力または高度の専門性を求められる職業等に必要なる法的能力を養うことを目的とする。

● 学位授与の方針

私法学専攻では、所定の単位を取得して、指導教員のもとで指導を受け、学部で修得した基礎的な私法学の知識を前提に、より高度かつ専門的な知識、豊かな総合力を持って柔軟に問題に対応することができる能力を身につけ、これを社会の健全な発展のために活用できる能力を有していることを示した者に対して、学位を授与する。

● 教育課程の編成・実施方針

学部で修得した法学全般の基礎知識をより深め、専攻科目の研究への移行を実現し、高度な法的スキルを身につけさせることを目標にして、以下のように教育課程を編成する。

指導教員のもとで必修科目である研究指導（1年次・2年次、各4単位）を受け、修士論文を作成する。加えて、自らの専攻分野を中心として選択科目を22単位以上修得する。また指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目（経済学・経営学・会計学関連科目等）の中から10単位まで履修することができる。他専攻取得単位・他研究科取得単位・留学により取得した単位がある場合は合計10単位を上限として、修了に必要な単位として認定することができる。

法学部以外の出身者には、法学部出身者と同等の基礎学力を充足させるため、大学院の正規授業科目以外に指導教員が必要と認めた場合、学部で開講している関連基礎科目の特別履修を課すことがある（関連基礎科目の単位は認定しない）。学生の選択した修士論文のテーマに応じて、指導教員を中心にその他の教員も必要と考える指導を行う。

● 修了の要件

1. 修士課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 各年次の履修単位数は原則として1年次は指導教員の演習4単位を含む20単位以上30単位未満とし、2年次は指導教員の演習を含む4単位以上とする。

年次	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教員の演習4単位	22単位以上	30単位以上
2年次	指導教員の演習4単位		

● 学位論文の審査基準

論文の審査にあたっては下記の基準に基づいて行う。

1. 私法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する適切な課題が設定されていること。
2. 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
3. 1, 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
4. 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。

● 履修上の注意

1. 履修科目の選択にあたっては、指導教員の指導を受け、研究テーマに関連の深い全科目にわたって履修すること。
2. 指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目の中から10単位まで履修することができる。その場合は、その科目の担当教員の承認を得ること。
3. 他専攻取得単位・他研究科取得単位・留学により修得した単位がある場合は合計10単位を上限として、修了に必要な単位として認定することができる。
4. 法学部以外の出身者には、法学部出身者と同等の基礎学力を充足させるため、大学院の正規授業科目以外に指導教員が必要と認めた場合、学部で開講している関連基礎科目（私法関連科目の中5科目）の特別履修を課すことがある。ただし、関連基礎科目の単位は認定しない。

● 開講科目

授業科目	学習方法	単位数	担当者		備考
民法研究Ⅰ	講義	4	専任・博(法)	福田 誠 治	
民法研究Ⅰ－1年－	演習	4	専任・博(法)	福田 誠 治	
民法研究Ⅰ－2年－	演習	4	専任・博(法)	福田 誠 治	
民法研究Ⅲ	講義	4	専任	向田 正 巳	
民法研究Ⅲ－1年－	演習	4	専任	向田 正 巳	
民法研究Ⅲ－2年－	演習	4	専任	向田 正 巳	
民法研究Ⅳ	講義	4	専任	熊谷 芝 青	
民法研究Ⅳ－1年－	演習	4	専任	熊谷 芝 青	
民法研究Ⅳ－2年－	演習	4	専任	熊谷 芝 青	
民法研究Ⅴ	講義	4	専任	竹中 智 香	
民法研究Ⅴ－1年－	演習	4	専任	竹中 智 香	
民法研究Ⅴ－2年－	演習	4	専任	竹中 智 香	
民法研究Ⅵ	講義	4	専任・博(法)	中田 英 幸	
民法研究Ⅵ－1年－	演習	4	専任・博(法)	中田 英 幸	
民法研究Ⅵ－2年－	演習	4	専任・博(法)	中田 英 幸	
商法研究Ⅰ	講義	4	専任・博(法)	坂本 達 也	(本年度休講)
商法研究Ⅰ－1年－	演習	4	専任・博(法)	坂本 達 也	
商法研究Ⅰ－2年－	演習	4	専任・博(法)	坂本 達 也	
商法研究Ⅱ	講義	4	専任	中瀨 義 章	
商法研究Ⅱ－1年－	演習	4	専任	中瀨 義 章	
商法研究Ⅱ－2年－	演習	4	専任	中瀨 義 章	
商法研究Ⅲ	講義	4	専任	三浦 康 平	
商法研究Ⅲ－1年－	演習	4	専任	三浦 康 平	
商法研究Ⅲ－2年－	演習	4	専任	三浦 康 平	
商法研究Ⅳ	講義	4	専任	井上 健 一	
商法研究Ⅳ－1年－	演習	4	専任	井上 健 一	
商法研究Ⅳ－2年－	演習	4	専任	井上 健 一	
労働法研究	講義	4	専任	篠原 信 貴	(本年度休講)
労働法研究－1年－	演習	4	専任	篠原 信 貴	
労働法研究－2年－	演習	4	専任	篠原 信 貴	
民事訴訟法研究	講義	4	専任	間 渕 清 史	
民事訴訟法研究－1年－	演習	4	専任	間 渕 清 史	
民事訴訟法研究－2年－	演習	4	専任	間 渕 清 史	
民事執行・保全法研究	講義	4	専任	岡田 好 弘	(本年度休講)
民事執行・保全法研究－1年－	演習	4	専任	岡田 好 弘	
民事執行・保全法研究－2年－	演習	4	専任	岡田 好 弘	
租税法研究	講義	4	専任・博(法)	赤 松 晃	(公)に合併

● 授業科目の概要

■ 民法研究Ⅰ【講義】

福田 誠治

債権担保法の裁判例や学説を読んで、基礎知識を修得する。特に重点をおくのは裁判例であり、事実の経過・両当事者の主張・裁判所が定立した規範を丁寧に検討する。なお、受講生の希望によっては、平成29年の民法改正を取りあげることでもでき、その場合は、裁判例よりも法制審における審議経過に重点をおく。

■ 民法研究Ⅰ－1年－【演習】 ■ 民法研究Ⅰ－2年－【演習】

福田 誠治

受講生のテーマに沿って、修士論文作成のための指導を行う。外国語文献や明治以来の日本法を検討することで、調査・整理能力の涵養はもとより、既存の具体的規範に対する批判的能力を養う。テーマの選択理由および検討手法の選択理由は、研究のアルファにしてオメガであり、常にその問題意識を持ち続けて欲しい。

■ 民法研究Ⅲ【講義】

向田 正巳

本講義では大学院修士課程における講義科目として、学生が学部において修得した基礎的な法律知識を前提に、特定の民法分野に関して更に深く精緻な方法論・学説・実務の研究に努め、より高度かつ専門的な知識と網羅的な調査・分析能力をもって柔軟に問題に対応することができる能力を身につけることを目標とします。具体的には、1. 学部の授業においては教科書を読み、理解することに授業の中心が置かれていましたが、大学院修士課程においてはそのような教科書レベルの知識を確認するとともに、さらに一步踏み込んで、論文などを多数読むことで、理解を深めていきます。2. 学部の授業においては基本となる判例を読み、その理解をすることに重点が置かれていましたが、大学院修士課程においては基本判例の確認をするとともに、他の判例をも多数読み込んでいくことによって判例の知識を深めていきます。さらに3. 学部においては代表的な学説の概要を理解することに重点が置かれていましたが、大学院修士課程においては代表的学説の理解を確認するとともに、その根本に遡って他の学説との違いが生じた理由を明らかにしつつ、実務への応用力を養います。

■ 民法研究Ⅲ－1年－【演習】 ■ 民法研究Ⅲ－2年－【演習】

向田 正巳

本演習では大学院修士課程における演習科目として、学生が学部において修得した基礎的な法律知識を前提に、特定の民法分野に関して更に深く精緻な方法論・学説・実務の研究に努め、より高度かつ専門的な知識と網羅的な調査・分析能力をもって柔軟に問題に対応することができる能力を身につけることを目標とします。具体的には、1. 学部の授業においては教科書を読み、理解することに授業の中心が置かれていましたが、大学院修士課程においてはそのような教科書レベルの知識を確認するとともに、さらに一步踏み込んで、論文などを多数読むことで、理解を深めていきます。2. 学部の授業においては基本となる判例を読み、その理解をすることに重点が置かれていましたが、大学院修士課程においては基本判例の確認をするとともに、他の判例をも多数読み込んでいくことによって判例の知識を深めていきます。さらに3. 学部においては代表的な学説の概要を理解することに重点が置かれていましたが、大学院修士課程においては代表的学説の理解を確認するとともに、その根本に遡って他の学説との違いが生じた理由を明らかにしつつ、実務への応用力を養います。

■ 民法研究Ⅳ【講義】

熊谷 芝青

受講生が選択する、主として、意思表示・法律行為理論のテーマにそって検討する。現実問題として、どのような判例があり、それをどのように学説が解釈によって解決しようとしたか、ということ研究することは、研究の第一歩である。それを独力で研究できる基礎を養成することを目的としたい。

■ 民法研究Ⅳ－1年－【演習】 ■ 民法研究Ⅳ－2年－【演習】

熊谷 芝青

主として、意思表示・法律行為理論を中心に検討を加えていく。その視点として、民法の実社会への適用の現実と可能性が必要である。それについて民法学問的研究を志向する場合、学説・判例の今までの歴史的検討（縦軸）が求められることは言うまでもない。しかしその他に、同じ法制度が他国でどのように機能しているかの比較法的視点（横軸）を欠くことはできない。この民法世界の座標の中で、現在の民法諸制度がどこに存在しているのを意識しつつ研究を進めていく。その際、受講生の研究能力に寄与する英・独・仏語の鍛錬も併せて行う。

■ 民法研究Ⅴ【講義】

竹中 智香

本授業においては、わが国の民法の母法の一つであるフランス民法を取り上げます。フランス民法のうちわが国の家族法に該当する部分について、フランス語の教科書を精読し、わが国の家族法との比較・検討を行います。授業スケジュールでは、授業が30回行えるとして、婚姻と離婚を取り上げましたが、受講生の修士論文のテーマに沿って、講読する内容を変更します。

■ 民法研究Ⅴ－1年－【演習】

■ 民法研究Ⅴ－2年－【演習】

竹中 智香

修士1年次では、修士論文のテーマを決めたうえで、修士論文執筆の準備作業として、日本語文献およびフランス語文献等、各種文献を収集します。収集した文献は、日本語文献についてはその要約を行い、フランス語文献は精読します。受講生は、これらの要約や邦訳に関する書面を作成し、その書面をもとに、修士論文執筆に向けて検討・指導をします。修士2年次では、修士論文作成に関する指導を行います。履修者が執筆した修士論文の草稿にもとづいて、精査・検討を進めます。

■ 民法研究Ⅵ【講義】

中田 英幸

この講義は、民法総則に関する専門知識の修得を目標とする。学部において基本的知識を備えていることを前提として、民法総則に関する重要事件の検討を行うことにより、条文の意義及び解釈方法を高度に理解する。また、各当事者の利益状況を考慮することで、法がトラブルを解決にいかなる機能を有するかを把握し、トラブル解決の実践的能力を養う。

■ 民法研究Ⅵ－1年－【演習】

■ 民法研究Ⅵ－2年－【演習】

中田 英幸

受講者の研究テーマに基づき、関係する文献(外国語文献を含む学説および判例)の検討を行い、修士論文作成のための文献調査能力、文献読解能力など、研究者の基本的能力を養う。また、受講者は、研究の中間報告を行うことにより、論文をまとめる能力だけでなく、自己の見解を明確にプレゼンテーションし、的確に質疑に応え、他者の意見を正當に踏まえつつ有効に活用する能力を養う。

■ 商法研究Ⅰ【講義】

坂本 達也

会社法に関して、論文・判例等の文献資料を丁寧に読み、検討を加える。文献資料は、日本語のものほか、外国語のものを含む。日本と主にイギリスにおける会社法に関して、理解を深め、比較法的な視点から、法的問題について考察する。

■ 商法研究Ⅰ－2年－【演習】

坂本 達也

日本の会社法における問題点について、修士論文作成のために求められる水準で考察する。考察は、主にイギリスの会社法と日本法との比較法的視点から行う。各受講生は、各自の関心テーマについて考察し、同テーマについて、比較法的視点から法的問題を考察する。

■ 商法研究Ⅱ【講義】

中濱 義章

最新の判例や学会の理論動向を中心に、広義の商法上の問題を一つ取り上げ検討します。なお、過去に検討したテーマとしては、企業再編と労働関係、内部統制システムと取締役の責任、株主代表訴訟を巡る諸問題などがあります。

■ 商法研究Ⅱ－1年－【演習】

■ 商法研究Ⅱ－2年－【演習】

中濱 義章

わが国の企業組織・企業活動をめぐる法的問題を、比較法(英米法)の視点から考察します。外国論文を精読し、修士論文作成に必要な外国語文献読解の基礎を身につけます。

■ 商法研究Ⅲ【講義】

三浦 康平

本講義では、会社法と金融商品取引法の交錯領域を扱う。会社と資本市場との関連を理解することを目的とする。取引所規則も検討対象となる。コーポレートガバナンス、コーポレートファイナンス、M&Aに分けて検討する。アメリカ法との比較も行う。相対化という作業を通じて色々考えるということの習得を目的としているためである。検討対象としては、例えば、独立取締役制度、委任状制度(書面投票制度)、ライツ・オフリング、内部者取引、公開買付け制度、等が挙げられる。

■ 商法研究Ⅲ－1年－【演習】

■ 商法研究Ⅲ－2年－【演習】

三浦 康平

本演習では株式会社法制度の基本的な枠組みを改めて考えるという作業に取り組む。我々が自明のものと考えている制度が本当にそう言えるのか、という問いを通じて制度の機能・目的やあるべき姿を考察する(とともに課題設定や課題への取り組み方法を学ぶ)。検討対象としては、株主総会、取締役会(関係する機関含む)、役員義務・責任(経営判断原則、代表訴訟制度含む)、役員報酬、コーポレートファイナンス、会計制度、M&A等が例として挙げられる。場合によっては、株式会社以外の事業体との比較も行う。

■ 商法研究Ⅳ【講義】

井上 健一

会社法・金融商品取引法を中心として、比較法および経済学・経営学的なアプローチを加え講義する。英語論文や英文ケースブックを教材とするが、日本語文献も補完的に使用し、現在の最新の理論状況をキャッチアップすることを目的とする。

■ 商法研究Ⅳ－1年－【演習】

■ 商法研究Ⅳ－2年－【演習】

井上 健一

会社法・保険法・金融商品取引法など商法分野を学位論文のテーマとして選んだ者に対する論文指導を行う。テーマ選択にあたって、文献リストを作成してもらい、論文のアウトライン→中間稿→最終稿完成に至る過程で常時進行状況を報告してもらう。

■ 労働法研究【講義】

篠原 信貴

労働法の世界で存在する様々なルールは、複雑に絡み合っており日本型雇用慣行に対応して構築されている。そこで、本講義では労働法の個別領域ごとに知識を身につけた上で、それらを束ね、全体を俯瞰する力を養うことを目指す。また、労使双方の立場からルールに対応する力を身につける。講義ではあらかじめテーマを設定し、これに関連する判例ないし文献を指定する。受講生は指定された判例や文献を素材に発表・報告を行い、議論を通じて理解を深める。現在、労働法を取り巻く状況は大きな転換期を迎えているため、受講生にはそれら社会問題にも常にアンテナを張ってほしい。

■ 労働法研究－2年－【演習】

篠原 信貴

受講生の研究テーマに沿って、論文指導を行う。まずは各々が選択したテーマを基に論文執筆にあたっての研究計画を策定してもらい、関連する文献や判例を収集し、それらを整理検討する。テーマによってはドイツ法も対象とする。論文作成に関しては研究計画から最終稿に至るまで適宜進行状況を報告してもらう。

■ 民事訴訟法研究【講義】

間瀬 清史

この授業では、民事訴訟法に関する文献を講読し、かつ民事紛争解決手続の規律について検討することとする。取り上げる文献については、受講者と相談のうえ決定することとするが、さしあたり日本の民事訴訟法の母国であるドイツ民事訴訟法に関する文献（例えば、Musielak/Voit, Grundkurs ZPO; Lüke, Zivilprozessrecht等）の用意がある。国内外の文献の講読と討論が中心となるが、その過程を通じて高度な手続的思考態度の涵養を目指す。

■ 民事訴訟法研究－1年－【演習】

間瀬 清史

この授業（1年次）では、各受講者の修士論文のテーマの決定および修士論文の作成のための準備作業に資するよう、各受講者の関心に応じた各種文献（判例および学説に関する邦語文献のみならず、わが国の民事訴訟法の母国であるドイツ連邦共和国の文献やアメリカ合衆国の連邦法および各州法に関する文献等に及び）を渉猟することとする。各受講者には、資料収集、邦語訳および要約書面の作成等をしてもらい、それを契機として討論を展開することとする。民事訴訟に関する国内外の文献を渉猟することを通じて高度な手続的思考態度の涵養を目指す。

■ 民事訴訟法研究－2年－【演習】

間瀬 清史

この授業（2年次）では、各受講者の修士論文の作成について指導することとする。授業は、修士論文のテーマないし個別の項目について、各受講者に毎回報告をしてもらい、それを契機として、参加者全員による討論を展開するかたちで進めることとする。修士論文の作成をとおして、高度な手続的思考態度の修得を目指す。

■ 民事執行・保全法研究【講義】

岡田 好弘

民事執行法制度について、条文のほか判例・学説について講義する。

■ 民事執行・保全法研究－2年－【演習】

岡田 好弘

民事執行法制度について、条文のほか判例・学説について学生が調査し報告する。

■ 租税法研究【講義】

赤松 晃

現実のビジネスでは、租税法の適用を踏まえて私法上の行為が選択され、租税法に定める課税要件を考慮した取引の組成が契約書の各条項に反映される。他方で、国家の租税制度の設計にあつては、国境を越えた「ヒト」「モノ」「カネ」の往来によるボーダレスエコノミーの出現により、国内法としての租税法と租税条約との交錯による国際二重課税・非課税への対処が課題となっている。租税法研究では、所得税、法人税、消費税、相続税・贈与税等の実定法及び課税処分等に係る救済手続法について、租税条約の適用関係を含め、講義を行う。

(2) 博士後期課程

● 目的

私法学専攻は、創造性豊かな優れた研究者として自立して私法学に関する研究活動を行い、または高度に専門的な業務を行うために必要な高度の研究能力を養うことを目的とする。

● 学位授与の方針

私法学専攻では、所定の単位を取得し、指導教員のもとで指導を受け、独立して独創的な研究を行う能力及び私法学に対して新しい視点を提供できる能力を示した者に対して学位を授与する。

● 教育課程の編成・実施方針

独立して独創的な研究を行う能力を身につけさせることを目標に、以下のように教育課程を編成する。

必修科目として指導教員の講義（1年次～3年次、各4単位）及び研究指導（1年次～3年次）を履修し、指導教員の指導の下で博士論文を作成する。選択科目の修得単位は任意であり、修了要件としては必修科目と合わせて12単位以上の修得が求められる。指導教員が必要と認めた場合には指導教員以外の講義科目を履修することができる。

● 修了の要件

1. 博士後期課程に3年以上在学し、かつ、所定の科目（指導教員の講義）については12単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 指導教員の講義と研究指導は、毎年履修すること。

年次	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教員の講義 4単位および研究指導	修得単位は任意	12単位以上
2年次	指導教員の講義 4単位および研究指導		
3年次	指導教員の講義 4単位および研究指導		

● 学位論文の審査基準

論文の審査にあたっては下記の基準に基づいて行う。

1. 私法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する独創的かつ適切な課題が設定されていること。
2. 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
3. 1, 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
4. 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。
5. 外国の法制度を正確に理解できる能力を有していること。

● 履修上の注意

指導教員が必要と認めた場合は、選択科目として指導教員以外の講義を履修することができる。その場合は、その科目の担当教員の承諾を得ること。

● 開講科目

授業科目	学習方法	単位数	担当者	備考
民法特殊研究Ⅰ 民法研究指導Ⅰ	講義 研究指導	4	専任・博（法） 福田 誠 治	
民法特殊研究Ⅲ 民法研究指導Ⅲ	講義 研究指導	4	専任 向 田 正 巳	
民法特殊研究Ⅳ 民法研究指導Ⅳ	講義 研究指導	4	専任 竹 中 智 香	
民法特殊研究Ⅴ 民法研究指導Ⅴ	講義 研究指導	4	専任 熊 谷 芝 青	
民法特殊研究Ⅵ 民法研究指導Ⅵ	講義 研究指導	4	専任・博（法） 中 田 英 幸	
商法特殊研究Ⅰ 商法研究指導Ⅰ	講義 研究指導	4	専任・博（法） 坂 本 達 也	(研究指導：本年度休講)
商法特殊研究Ⅱ 商法研究指導Ⅱ	講義 研究指導	4	専任 井 上 健 一	
商法特殊研究Ⅲ 商法研究指導Ⅲ	講義 研究指導	4	専任 中 瀨 義 章	

商法特殊研究Ⅳ 商法研究指導Ⅳ	講義 研究指導	4	専任	三浦康平	(研究指導：本年度休講)
労働法特殊研究 労働法研究指導	講義 研究指導	4	専任	篠原信貴	(研究指導：本年度休講)
民事訴訟法特殊研究 民事訴訟法研究指導	講義 研究指導	4	専任	間瀬清史	
民事執行・保全法特殊研究 民事執行・保全法研究指導	講義 研究指導	4	専任	岡田好弘	

● 授業科目の概要

■ 民法特殊研究Ⅰ【講義】 ■ 民法研究指導Ⅰ【研究指導】

福田 誠治

受講生のテーマに沿って、博士論文作成のための指導を行う。外国語文献や明治以来の日本法を検討することで、調査・整理能力の涵養はもとより、既存の理論に対する批判的能力を養う。テーマの選択理由および検討手法の選択理由は、研究のアルファにしてオメガであり、常にその問題意識を持ち続けて欲しい。

■ 民法特殊研究Ⅲ【講義】 ■ 民法研究指導Ⅲ【研究指導】

向田 正巳

本講義・研究指導においては、外国法をも視野に入れた国際的・総合的な観点から民法学に関する研究活動を自立して行い、民法学に対して新たな視点を提供できるだけの高度な専門知識と研究能力を備えた人材を養成することを目指します。具体的には1. 学部の授業においては教科書を読み、理解することに授業の中心が置かれ、大学院修士課程においてはさらに一歩踏み込んで、論文などを多数読むことで、理解を深めていくことが目指されましたが、博士課程においてはさらに外国法の論文を読んで理解を深めていきます。

■ 民法特殊研究Ⅳ【講義】 ■ 民法研究指導Ⅳ【研究指導】

竹中 智香

本授業においては、わが国の民法の母法の一つであるフランス民法を取り上げます。フランス民法のうちわが国の家族法に該当する部分について、フランス語の教科書・判例を精読し、わが国の家族法との比較・検討を行います。授業スケジュールでは、授業が30回行えるとして、夫婦財産制の一部を取り上げましたが、受講生の博士論文のテーマに沿って、講読する内容を変更します。

■ 民法特殊研究Ⅴ【講義】 ■ 民法研究指導Ⅴ【研究指導】

熊谷 芝青

受講生の選んだテーマに沿って、博士論文作成のための基礎的指導を行う。判例学說的検討（縦軸）、比較法的検討（横軸）をしながら、博士論文として求められる水準を意識した、論文の書き方等を指導し、独立した研究者として、研究活動ができる素地を作ることを目的とする。

■ 民法特殊研究Ⅵ【講義】 ■ 民法研究指導Ⅵ【研究指導】

中田 英幸

受講者の研究テーマに基づき、関係する文献（外国語文献を含む学説および判例）の検討を行い、博士論文作成のためのより高度な文献調査能力、文献読解能力など、研究者の基本的能力を養う。受講者は学理的かつ社会的に有意義なテーマを設定し、それに関する文献を随時検討し、報告することで、論文執筆の準備を行う。また、受講者は、研究の中間報告を行うことにより、自己の見解を明確にプレゼンテーションし、的確に質疑に応え、他者の意見を正當に踏まえつつ有効に活用する能力を養う。

■ 商法特殊研究Ⅰ【講義】

坂本 達也

会社法に関する問題について、日本法と外国法（主にイギリス法）との比較法的な見地から、考察する。会社法に関して、博士論文作成のために必要な水準で、各受講生は、各自関心のあるテーマと法的问题を見つけ、そのテーマと法的问题について、比較法的な見地から考察することが求められる。

■ 商法特殊研究Ⅱ【講義】

■ 商法研究指導Ⅱ【研究指導】

井上 健一

会社法・金融商品取引法を中心として、比較法および経済学・経営学的なアプローチ、および立法史・学説史的な観点を加え講義および文献の輪読をする。英語に加え、ドイツ語もしくはフランス語の論文を教材とし、博士の学位論文の要求するレベルまで到達することが目的である。

■ 商法特殊研究Ⅲ【講義】

■ 商法研究指導Ⅲ【研究指導】

中瀨 義章

広義の商法上の問題を取り上げ検討します。比較法的な視点もふまえ、一つの問題を深く時間をかけて検討したい。また同時に、まだ評釈のない裁判例、最新の論文、新聞記事等を網羅的に収集し、社会の動きとの関連で今後重要となりそうな研究テーマを探っていきたい。博士課程では自身の研究テーマを深く掘り下げることが大事であるが、それに限らず周辺分野との関係も意識して広い視野から研究を進めてほしい。

■ 商法特殊研究Ⅳ【講義】

三浦 康平

受講者の研究テーマに関する代表的な先行研究を丁寧に読んでいきたい。代表的な先行研究を詳細に検討することを通じて、問題設定の方法、比較法研究のやり方、独創的な研究とは何か、等をまずは理解してもらうためである。

同時に、先行研究の詳細な検討を通じて、文献の調査、文献の整理・分析、これらを表現すること、等の能力を身に付けてもらいたい（また、問題設定と問題の検討方法が極めて重要であるという認識をほとんど本能的なものとしてもらいたい）。

■ 労働法特殊研究【講義】

篠原 信貴

受講生の希望に応じて論文作成や判例研究に資するように基礎的な指導を行う。一つのテーマに時間をかけ、立法過程や学説史・判例の展開を踏まえることで、現在の議論状況の核心に触れることができる。また、比較法としてはドイツ法を用いる。ドイツには豊富な議論の蓄積があり、日本の労働法を浮き彫りにすることに役立つ。

■ 民事訴訟法特殊研究【講義】

■ 民事訴訟法研究指導【研究指導】

間瀬 清史

受講者の博士論文の作成に資するよう、その研究テーマに応じた指導を行うこととするが、さしあたり各研究テーマに関する国内外の文献を渉猟することとし、受講者に資料収集、邦語訳および要約書面の作成等をしてもらい、それを契機としてディスカッションを展開することとする。わが国のみならず外国の訴訟制度についての歴史的・文化的・機能的な幅広い理解を修得することを目指す。

■ 民事執行・保全法特殊研究【講義】

岡田 好弘

民事執行法制度について、外国の法制度・学説も参照しつつ、判例および学説について講義・研究を行う。